

大使館からのお知らせ

平成31年度前期用教科書（小学生及び中学生分）無償配布要望調査

在留邦人の皆様へ

2018年9月7日

在ナイジェリア日本国大使館

平成31年度前期用教科書（小学生及び中学生分）につきまして、以下の要領にて無償配布させていただきますので、御案内致します。

1 教科書無償配布対象となる方

当館管轄地域に在住で日本国籍を保持し、長期滞在する義務教育学齢期の子女。ただし、重国籍者であっても、日本国籍を保持する方であれば対象となります。また、永住の目的で滞在する方であっても、将来、本邦の中学校や高等学校等に進学又は就労する意志をもつ場合には対象となります。

※平成31年度の義務教育学齢期となる小学1年生については、平成24年（2012）年4月2日生まれから平成25（2013）年4月1日生まれ。

※平成31年度の義務教育学齢期となる中学3年生については、平成16年（2004）年4月2日生まれから平成17（2005）年4月1日生まれ。

2 教科書無償配布対象とならない方

（1）外国籍のみを保持する方（いわゆる日系人であっても、日本国籍を保持しない方は同様に対象外となります）

（2）永住の目的で滞在する方

3 申請から交付まで

（1）平成31年度前期用教科書を御希望の方は、①児童・生徒の氏名、②生年月日、③希望教科書の学年（※配布は当該学年の1セットのみとなります）、④連絡先（電話番号）、⑤保護者の氏名を明記の上、当館領事班宛て電子メールにて、9月21日（金）必着で御連絡下さい。

（2）一般の教科書ではなく、両眼の視覚障害による弱視児童生徒のみを配布対象とした「拡大教科書」（弱視児童生徒のために、検定済教科書の文字や図形を拡大等して複製し、図書として発行されているもの）又は障害の状態に合わせて作成された「特別支援学校用教科書」を御希望の方は、その旨御連絡下さい。なお、右は一般の教科書との択一となり、

同一の児童生徒が一度に双方教科書の給与を受けることはできませんので、御留意下さい。

(3) 特別支援学校では、小学校、中学校、高等学校と同じ検定教科書のほか、子どもの障害の状態に合わせて作成された教科書などを使っています。文部科学省が作成している教科書には、視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導や音楽の教科書、知的障害者用の教科書があります。

(4) 本邦から教科書が届き次第、当館から申請者様へ御連絡致します。その後、配布については、原則申請者様が当館までお越しいただき入手することになりますが、教科書到着後、仮にそれ以降に申請者様がお住まいの地域近くに当館館員の出張がある場合に、かつ日程及び配布先場所の調整がつけば、同出張者から交付をさせていただくことも可能です。

4 注意事項

(1) 今回の申請は、平成31年度前期用教科書配布分のみであり、今後、毎年自動更新されるものではありませんので、御留意下さい(その都度、申請いただくことになります)。

(2) 小学生分は前期・後期の年2回配布、中学生分は前期の年1回配布となるため、今回は小学生及び中学生分の対象となります。

(3) 締切日(9月21日(金))に間に合わなかった場合には、本邦からの送付等の経費を自己負担することにより配布可能となりますので、必要な方は当館領事班まで御相談下さい。

● 在ナイジェリア日本国大使館

警備・領事班

TEL: +234-(0)90-6000-9019, 9099 (代)

メールアドレス: visanigeria@la.mofa.go.jp

(了)